

沖縄防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

コミュニティ供用施設（特別供用施設）の助成について（通達）

市町村軍用地等地主会が行う土地賃貸借契約等に関する要望及び意見の取りまとめ並びに防衛施設用地所有者（以下「土地所有者」という。）の営農上の相談及び集会等の用に供するための施設を一般社団法人沖縄県軍用地等地主会連合会が設置する事業（以下「特別供用施設設置工事」という。）について、防衛施設周辺補償事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第79号）第3条第6号及び第5条第1項ただし書の規定に基づき下記のとおり定められたので通達する。

記

- 1 特別供用施設設置工事は、防衛施設周辺補償事業補助金交付要綱第3条第6号の防衛大臣が認める事業とする。
- 2 特別供用施設設置工事に係る補助金の額は、次表の土地所有者数の区分に応じ、それぞれ同表の基準定額の欄に掲げる額とする。ただし、航空機騒音により防音工事を施工する必要がある区域に設置することがやむを得ない場合において、併せて防音工事を行うときは、当該額の欄に掲げる額に音響緩和定額の欄に掲げる額を加えた額とする。

種 別	土地所有者数	基 準 面 積	基 準 定 額	音響緩和定額
1	1,400人以上	1 2 0 m ²	17,900千円	5,500千円
2	1,401人以上	3 1 0 m ²	46,400千円	14,200千円

注：1 土地所有者数は、特別供用施設を使用する土地所有者数とする。

2 補助事業者が施設を設置する場合の延べ面積は、基準面積以上でなければならないものとする。

ただし、音響を緩和するための施設については、基準面積に防音工事の施工に伴い必要増となる機械室等の面積を加えた面積を満たすものとする。

3 基準定額には用地費を含むものとする。